

合葬式施設



■ 合葬式施設とは

- ・ 合葬式施設とは、ひとつの施設に合同で遺骨を収蔵、または埋蔵するお墓です。
- ・ 骨壺に入った遺骨を期限付で収蔵する納骨壇と遺骨を骨袋に入れて埋蔵する納骨室があります。
- ・ ご家族でお墓を管理する必要がないため、後継者でお悩みの方も安心してご利用いただけます。
- ・ 宗教宗派は問いません。

■ 施設概要

所在地 福島県喜多方市岩月町宮津字上ノ山7923番地1 上ノ山墓地公園内

規模 鉄筋コンクリート造 1階：納骨壇252体 地下：納骨室2,000体

供用開始 令和4年4月1日

■ 施設内部

建物1階には遺骨を骨壺でお預かりする納骨壇、地下には遺骨を骨袋でお預かりする納骨室があります。



■ 使用料等

使用料（1体）		
納骨壇（納骨室使用含む）	116,000円	管理手数料は使用料に含まれます。
納骨室	50,000円	

- ・ 納骨壇の使用期間は20年間です。20年を経過した後は、遺骨を骨壺から骨袋へ入れ替えて納骨室で埋蔵します。
- ・ 納骨壇に収蔵している遺骨はお返しできますが、納骨室に埋蔵した遺骨はお返しできません。
- ・ 1体につき1枚、記名板を設置することができます。設置は管理者の指定する規格に従い、使用者が墓石業者に依頼して行ってください。設置費用は使用者負担です。

■ 申込資格および使用許可申請書以外の提出書類

区分		申込資格	使用許可申請書以外の提出書類
遺骨の収蔵・埋蔵	納骨壇 納骨室	<u>喜多方市に引き続き1年以上住所を有し住民基本台帳に記録されている方で、祭祀の主宰者として親族の遺骨を施設へ収蔵又は埋蔵しようとする方</u>	・ 申請者の住民票（本籍記載） ・ 遺骨の埋葬許可証または改葬許可申請書の写し（申請前でよいが現墓地管理者の埋葬証明必要） ・ 申請者と死亡者の続柄がわかる書類
		<u>死亡時市民であった親族の遺骨を施設へ収蔵又は埋蔵しようとする方</u>	・ 申請者の住民票（本籍記載） ・ 埋葬する故人が喜多方市に住所を有していた際の戸籍附票 ・ 遺骨の埋葬許可証または改葬許可申請書の写し（申請前でよいが現墓地管理者の埋葬証明必要） ・ 申請者と死亡者の続柄がわかる書類
		<u>過去1年以上喜多方市に住所を有していた親族の遺骨を施設へ収蔵又は埋蔵しようとする方</u>	・ 申請者の住民票（本籍記載） ・ 埋葬する故人が喜多方市に住所を有していた際の戸籍附票 ・ 遺骨の埋葬許可証または改葬許可申請書の写し（申請前でよいが現墓地管理者の埋葬証明必要） ・ 申請者と死亡者の続柄がわかる書類
		<u>市内の墓地を墓じまいするために本施設に親族の遺骨を改葬しようとする方</u>	・ 申請者の住民票（本籍記載） ・ 改葬許可申請書の写し（申請前でよいが現墓地管理者の埋葬証明必要） ・ 申請者と死亡者の続柄がわかる書類
生前登録	納骨室	<u>喜多方市に引き続き1年以上住所を有し住民基本台帳に記録されている65歳以上の方</u> で、生きているうちに、死亡後の自分の遺骨を埋蔵することを登録しておこうとする方	・ 申請者の住民票（本籍記載）

- ・ 親族の範囲は、使用者の6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族です。
- ・ 同一世帯で公営墓地の従来型墓所区画の使用許可を受けている方は申込みできません（墓じまいの場合を除く）。

■ 申込みから納骨までの流れ

① 相談

使用に関して、従来型のお墓とは異なる様々なルールがあります。まずはお気軽にご相談ください。

② 予約

申込み前にご親族等と十分ご相談・ご検討いただくため、1年間の予約制度があります（生きているうちに自分の墓所を確保する「生前登録」とは別です）。施設について十分ご理解いただいた上でお申し込みください。

③ 申込書類の提出・使用料の納入

申込みの際には使用料を納入していただきます。使用料の返還はできません。

④ 使用許可書の発行

使用料の納入確認後、原則、郵送で使用許可書をお送りします。使用許可前の納骨はできません。

⑤ 納骨の予約・納骨

納骨は事前予約が必要です。納骨できる日時は毎月第1、第3水曜日（祝日のときは次の平日）の午後2時から午後4時までです。施設への遺骨の埋蔵は施設職員が行います。職員以外は立ち入ることができません。

■ 使用上の注意

- (1) 使用許可書に記載された方の遺骨のみ納めることができます。
- (2) 納骨壇の使用期間は、使用許可日から年数（使用許可日を含む）であり、収蔵からの使用年数ではありません。
- (3) 納骨壇に収蔵できるのは遺骨と骨壺のみで、骨箱や骨覆等の外装、その他のものは収蔵できません。なお、お預かりできる骨壺は8寸壺（胴径248mm、高さ270mm）までです。
- (4) 納骨室に埋蔵できるのは遺骨のみです。埋蔵のための骨袋は市が準備します。遺骨が入っていた骨壺は、原則、お持ち帰りいただけません。
- (5) 納骨壇の使用期間を過ぎた際、期間の経過や納骨室への移動の通知は行いません。
- (6) 生前登録でお申し込みの場合には、遺骨の持参者を決めて事前に手続きを説明されるなど、施設に確実に遺骨が埋蔵されるよう、あらかじめ必要な措置を講じておいてください。
- (7) 使用权を他者に譲渡することはできません（使用者が死亡した場合の承継を除く）。

■ その他

- (1) 特定の宗教・宗派を問わず、広く皆様にご使用いただく施設のため、市で供養に関する祭事は行いません。
- (2) 自由に墓参可能ですが、共同でご利用いただく施設のため、納骨式等の祭事を行うことはご遠慮ください。
- (3) 施設には線香と生花以外のお供えはできません。
- (4) 記名板の規格は以下のとおりです。なお、亡くなった日付の記載はできません。

材 質 : 黒御影石
サ イ ズ : 幅 70mm×長さ 150mm×厚さ 15mm
記載文字 : 生前の氏名（没年記載可）

喜
多
一
郎

喜
多
方
2
0
2
1
年
没
花
子

■ 上ノ山墓地公園概要

[所 在 地]

福島県喜多方市岩月町宮津字上ノ山7 9 2 3 番地1（面積 12.1 ヘクタール）

[主な施設]

区画墓所（全 3,425 区画）、合葬式施設、管理事務所（トイレ）、外トイレ、駐車場、水汲み場

[開園時間]

- ・ 年中無休 2 4 時間開園しておりますが、夜間照明がないため日中ご利用ください。
- ・ 管理人は常駐しておりません。御用のある方は、平日、下記担当までご連絡ください。

喜多方市 市民部 市民生活課

〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東7 2 4 4 番地2

電話 0 2 4 1 - 2 4 - 5 2 0 8

令和5年8月修正版